

○共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領について（依命通達）（平成31年3月29日付国自審第2109号）

令和2年10月30日改正

国自審第1259号

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行								
<p>共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1～第4（略）</p> <p>別添1 共通構造部（IWVTA）型式指定実施要領</p> <p>第1～第4（略）</p> <p>第5 変更届</p> <p>1 共通構造部指定規則第8条第1項第1号及び第2号の変更届は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（共通構造部指定規則第3条第2項の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。</p> <p>なお、共通構造部指定規則第3条第2項第1号、第3号<u>から第5号まで</u>の書面で、項目等の追加により2葉となる場合等にあってはこの限りでない。</p> <p><u>2 共通構造部指定規則第8条第1項第1号第2欄の国土交通大臣が定める事項は別表左欄第9号の検査用機械器具の一覧表（同号の変更の管理に関する手順に記載されている場合に限る。）とする。</u></p> <p><u>3～5</u>（略）</p> <p>第6～第13（略）</p> <p>別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第4関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>添 付 書 面</th><th>記 載 要 領 等</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～7（略）</td><td>（略）</td></tr></tbody></table>	添 付 書 面	記 載 要 領 等	1～7（略）	（略）	<p>共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1～第4（略）</p> <p>別添1 共通構造部（IWVTA）型式指定実施要領</p> <p>第1～第4（略）</p> <p>第5 変更届</p> <p>1 共通構造部指定規則第8条第1項第1号及び第2号の変更届は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（共通構造部指定規則第3条第2項の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。</p> <p>なお、共通構造部指定規則第3条第2項第1号、第3号<u>及び第4号</u>の書面で、項目等の追加により2葉となる場合等にあってはこの限りでない。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>2～4</u>（略）</p> <p>第6～第13（略）</p> <p>別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第4関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>添 付 書 面</th><th>記 載 要 領 等</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～7（略）</td><td>（略）</td></tr></tbody></table>	添 付 書 面	記 載 要 領 等	1～7（略）	（略）
添 付 書 面	記 載 要 領 等								
1～7（略）	（略）								
添 付 書 面	記 載 要 領 等								
1～7（略）	（略）								

<p>8 申請に係る特定共通構造部の<u>品質管理システム</u>に係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合又は協定細目1（製造の適合性に関する手続き）に基づく適合証明書を取得している場合にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。）</p>	<p><u>1 次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p><u>(1) 品質管理システムに係る業務組織</u></p> <p><u>(2) 申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る実施要領として、次に掲げる事項を定めた規程類の名称を記載すること。</u></p> <p><u>(i) 品質管理システムの方針及び目標</u></p> <p><u>(ii) 品質管理システムに係る計画</u></p> <p><u>(iii) 品質管理システムに係る評価の方法</u></p> <p><u>(iv) 繼続的改善並びに是正措置及び予防措置（不具合情報の収集・分析、当該情報を踏まえた対応を含む。）</u></p> <p><u>2 ISO第9001号等を取得している事実を証する書面に代える場合は、取得証明書（写し）を添付する</u></p>	<p>8 申請に係る特定共通構造部の<u>品質管理</u>に係る業務組織及び<u>品質管理</u>の実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合又は協定細目1（製造の適合性に関する手続き）に基づく適合証明書を取得している場合にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。）</p>	<p><u>1 申請に係る特定共通構造部の検査の業務組織（担当部署名を含む。）及び実施要領（検査の項目、検査の方法及び検査の方式、検査用機械器具の名称及び能力並びに品質管理関係主要規定名を含む。）について記載すること。</u></p> <p><u>2 ISO第9001号等を取得している場合は、取得証明書（写し）を添付すること。</u></p>
--	--	--	--

	<p>こと。</p> <p>3 協定細目 1 に基づく適合証明書を取得している場合は、適合証明書(写し)を添付すること。</p>		<p>3 協定細目 1 に基づく適合証明書を取得している場合は、適合証明書(写し)を添付すること。</p>
<p>9 申請に係る特定共通構造部の共通構造部指定規則第3条第2項第5号の検査実施要領</p>	<p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>1 検査の業務組織</p> <p>2 検査の実施要領(該当する協定規則に基づく検査を含む。)</p> <p>(1) 検査の実施項目</p> <p>(2) 検査の実施方法</p> <p>(3) 検査の実施方式</p> <p>(4) 検査用機械器具の一覧表</p> <p>前2号に掲げる事項に係る変更の管理に関する手順を提出することができる。</p>	(新設)	(新設)
10・11 (略)	(略)	9・10 (略)	(略)
12 共通構造部指定規則第3条第2項第8号に該当する者にあっては、不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	(略)	11 共通構造部指定規則第3条第2項第7号に該当する者にあっては、不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	(略)
13 (略)	(略)	12 (略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	
第一号様式 (略)		第一号様式 (略)	
別記様式 (略)		別記様式 (略)	

別添2 共通構造部（IWVTA）型式証明実施要領

第1～第9 (略)

第10

1 次の表の第1欄に掲げる者は、第2欄に掲げる場合には、第3欄に掲げる届出書を、第4欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1 証明製作者等	第7の申請書各号 又は別表第5号、 <u>第8号若しくは第 9号（変更の管理 に関する手順に記 載されている検査 用機械器具の一覧 表を除く。）</u> の書面 の記載事項に変更 があった場合	その旨を記載した 届出書	変更前に予め行う
2 証明製作者等	別表第3号又は第 4号若しくは <u>第10 号</u> の書面の記載事 項に軽微な変更が あった場合	その旨を記載した 届出書	変更前に予め行う
3 (略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

別添2 共通構造部（IWVTA）型式証明実施要領

第1～第9 (略)

第10

1 次の表の第1欄に掲げる者は、第2欄に掲げる場合には、第3欄に掲げる届出書を、第4欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1 証明製作者等	第7の申請書各号 又は別表第5号若 しくは第8号の書 面の記載事項に変 更があった場合	その旨を記載した 届出書	変更前に予め行う
2 証明製作者等	別表第3号又は第 4号若しくは第9 号の書面の記載事 項に軽微な変更が あった場合	その旨を記載した 届出書	変更前に予め行う
3 (略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

4 第1項第1号及び第2号の変更届は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（第8の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。

なお、別表第3号、第5号、第8号及び第9号の書面で、項目等の追加により2葉となる場合等にあってはこの限りでない。

5～7 (略)

第11～第13 (略)

第14 品質管理の記録の保存

証明製作者等は、当該証明特定共通構造部が証明を受けた型式としての構造、装置及び性能を有するようにしなければならない。また、当該証明特定共通構造部が均一性を有するようにするために、共通構造部指定規則第3条第2項第5号の検査実施要領に従った検査をし、かつ、当該検査の結果の分析等を行わなければならない。この場合において、証明製作者等は、当該検査の結果を一年間保存しなければならない。

第15～第17 (略)

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第8関係）

添付書面	記載要領等
1～7 (略)	(略)
8 申請に係る特定共通構造部の <u>品質管理システム</u> に係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に關し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001	<u>1 次に掲げる事項を記載すること。</u> <u>(1) 品質管理システムに係る業務組織</u> <u>織</u>

4 第1項第1号及び第2号の変更届は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（第8の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。

なお、別表第3号、第5号、及び第8号の書面で、項目等の追加により2葉となる場合等にあってはこの限りでない。

5～7 (略)

第11～第13 (略)

第14 品質管理の記録の保存

証明製作者等は、当該証明特定共通構造部が証明を受けた型式としての構造、装置及び性能を有するようにしなければならない。この場合において、証明製作者等は、当該証明特定共通構造部が均一性を有するようにするために行う検査等の結果を一年間保存しなければならない。

第15～第17 (略)

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第8関係）

添付書面	記載要領等
1～7 (略)	(略)
8 申請に係る特定共通構造部の <u>品質管理</u> に係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に關し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9000	<u>1 申請に係る特定共通構造部の検査の業務組織（担当部署名を含む。）及び実施要領（検査の項目、検査の方法及び検査の方式、検査用機械器具の名称及び能力並びに品質管理</u>

<p>号の規格等を取得している場合又は協定細目 1（製造の適合性に関する手続き）に基づく適合証明書を取得している場合にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。)</p>	<p><u>(2) 申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る実施要領として、次に掲げる事項を定めた規程類の名称を記載すること。</u></p> <p><u>(i) 品質管理システムの方針及び目標</u></p> <p><u>(ii) 品質管理システムに係る計画</u></p> <p><u>(iii) 品質管理システムに係る評価の方法</u></p> <p><u>(iv) 繼続的改善並びに是正措置及び予防措置（不具合情報の収集・分析、当該情報を踏まえた対応を含む。）</u></p> <p><u>2 ISO 第 9001 号等を取得している事実を証する書面に代える場合は、取得証明書（写し）を添付すること。</u></p> <p><u>3 協定細目 1 に基づく適合証明書を取得している場合は、適合証明書（写し）を添付すること。</u></p>	<p>1 号の規格等を取得している場合又は協定細目 1（製造の適合性に関する手続き）に基づく適合証明書を取得している場合にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。)</p>	<p><u>関係主要規定名を含む。）について記載すること</u> (新設)</p> <p><u>2 ISO 第 9001 号等を取得している場合は、取得証明書（写し）を添付すること。</u></p> <p><u>3 協定細目 1 に基づく適合証明書を取得している場合は、適合証明書（写し）を添付すること。</u></p>
<p><u>9 申請に係る特定共通構造部の共通構造部指定規則第 3 条第 2 項第 5 号の検査実施要領</u></p>	<p><u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p><u>1 検査の業務組織</u></p> <p><u>2 検査の実施要領（該当する協定規</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

	<p><u>則に基づく検査を含む。)</u></p> <p><u>(1) 検査の実施項目</u></p> <p><u>(2) 検査の実施方法</u></p> <p><u>(3) 検査の実施方式</u></p> <p><u>(4) 検査用機械器具の一覧表</u></p> <p><u>前2号に掲げる事項に係る変更の管理に関する手順を提出することができる。</u></p>		
<u>10・11</u> (略)	(略)	<u>9・10</u> (略)	(略)
<u>12</u> 第3第3号又は共通構造部指定規則第3条第2項 <u>第8号</u> に該当する者にあっては、不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	(略)	<u>11</u> 第3第3号又は共通構造部指定規則第3条第2項 <u>第7号</u> に該当する者にあっては、不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	(略)
<u>13</u> (略)	(略)	<u>12</u> (略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	
附則1・附則2 (略)		附則1・附則2 (略)	
附則3 共通構造部 (IWVTA) 型式認証申請書等提出要領		附則3 共通構造部 (IWVTA) 型式認証申請書等提出要領	
第1 (略)		第1 (略)	
第2 申請書等及びその添付書面の作成		第2 申請書等及びその添付書面の作成	
申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる2分冊に区分して作成すること。ただし、共通構造部指定規則第8条第1項第1号及び第2号の規定による届出を行う場合若しくは別添2第10第1項第1号及び第2号の規定による届出を行う場合は、第1分冊のみ作成す		申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる2分冊に区分して作成すること。ただし、共通構造部指定規則第8条第1項第1号及び第2号の規定による届出を行う場合若しくは別添2第10第1項第1号及び第2号の規定による届出を行う場合は、第1分冊のみ作成す	

ればよい。

第1分冊 申請書等及び別表の添付書面

第2分冊 申請書等の写し及び別表の添付書面（第9、第12、第13及び第14を除く。）

第3・第4 (略)

別表（申請書等の添付書面）（第2関係）

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1～8	(略)	(略)
9	申請に係る特定共通構造部の <u>品質管理システム</u> に係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に關し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合又は協定細目1（製造の適合性に関する手続き）に基づく適合証明書を取得している場合にあっては、取得している事實を証する書面に代えることができる。）	<p><u>1 次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p><u>(1) 品質管理システムに係る業務組織</u></p> <p><u>(2) 申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る実施要領として、次に掲げる事項を定めた規程類の名称を記載すること。</u></p> <p><u>(i) 品質管理システムの方針及び目標</u></p> <p><u>(ii) 品質管理システムに係る計画</u></p> <p><u>(iii) 品質管理システムに係る評価の方法</u></p> <p><u>(iv) 繼続的改善並びに是正措置及び予防措置（不具合情報の収集・分析、当該情報を踏まえた</u></p>

ればよい。

第1分冊 申請書等及び別表の添付書面

第2分冊 申請書等の写し及び別表の添付書面（第9、第11、第12及び第13を除く。）

第3・第4 (略)

別表（申請書等の添付書面）（第2関係）

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1～8	(略)	(略)
9	申請に係る特定共通構造部の <u>品質管理</u> に係る業務組織及び <u>品質管理</u> の実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に關し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合又は協定細目1（製造の適合性に関する手続き）に基づく適合証明書を取得している場合にあっては、取得している事實を証する書面に代えることができる。）	<p><u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p><u>1 申請に係る特定共通構造部の検査の業務組織（担当部署名を含む。）及び実施要領（検査の項目、検査の方法及び検査の方式、検査用機械器具の名称及び能力並びに品質管理関係主要規定名を含む。）について記載すること。</u></p> <p><u>2 申請者がISO第9001号の規格又はこれと同等以上の規格を取得している事實を証する書面であっても差し支えなく、これらを取得している場合は、取得証明書（写し）を添付すること。この場合において、EN(European Norm) ISO 9001、JIS（日本産業規格）Q9001 又はIATF 16949 の各</u></p>

		<p><u>対応を含む。)</u></p> <p><u>2 ISO第9001号等を取得している事実を証する書面に代える場合は、取得証明書（写し）を添付すること。</u></p> <p><u>3 申請者が協定細目1に基づく適合証明書を取得している事実を証する書面であっても差し支えなく、この場合は、適合証明書（写し）を添付すること。</u></p>			<p><u>規格はISO9001と同等以上の規格の例とする。</u></p> <p><u>3 申請者が協定細目1に基づく適合証明書を取得している事実を証する書面であっても差し支えなく、この場合は、適合証明書（写し）を添付すること。</u></p>
10	<p><u>申請に係る特定共通構造部の共通構造部指定規則第3条第2項第5号の検査実施要領</u></p>	<p><u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p><u>1 検査の業務組織</u></p> <p><u>2 検査の実施要領（該当する協定規則に基づく検査を含む。）</u></p> <p><u>（1）検査の実施項目</u></p> <p><u>（2）検査の実施方法</u></p> <p><u>（3）検査の実施方式</u></p> <p><u>（4）検査用機械器具の一覧表</u></p> <p><u>前2号に掲げる事項に係る変更の管理に関する手順を提出することができる。</u></p>		(新規)	(新規)
11・12	(略)	(略)	10・11	(略)	(略)
13	(略)	共通構造部型式指定申請又は共通構造部（IWVTA）型式証明申請において、共通構造部指定規則第3条第2	12	(略)	共通構造部型式指定申請又は共通構造部（IWVTA）型式証明申請において、共通構造部指定規則第3条第2

		項第8号又は別添2第3第3項に該当する場合に限る。
14・15	(略)	(略)

- 備考 1. (略)  
 2. 添付書面9、12、13及び14は第1分冊に限る。  
 3. (略)

別紙様式1 (略)

附則4 (略)

附則5 電子申請を行う場合の共通構造部（IWVTA）諸元表等の書面の作成要領  
 第1～第3 (略)

別紙 電子申請を行う際の添付書面作成要領

1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の1から56及び56から64に分けて分類する。

2～4 (略)

	添付書面名	ファイル名
1～33	(略)	(略)
34	<u>品質管理システム</u> に係る業務組織及び実施要領を記載した書面	(略)
35～63	(略)	(略)
64	<u>変更管理手順</u>	<u>henkou</u>

附則6 (略)

		項第7号又は別添2第3第3項に該当する場合に限る。
13・14	(略)	(略)

- 備考 1. (略)  
 2. 添付書面9、11、12及び13は第1分冊に限る。  
 3. (略)

別紙様式1 (略)

附則4 (略)

附則5 電子申請を行う場合の共通構造部（IWVTA）諸元表等の書面の作成要領  
 第1～第3 (略)

別紙 電子申請を行う際の添付書面作成要領

1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の1から56及び56から63に分けて分類する。

2～4 (略)

	添付書面名	ファイル名
1～33	(略)	(略)
34	<u>品質管理</u> に係る業務組織及び <u>品質管理</u> の実施要領を記載した書面	(略)
35～63	(略)	(略)
	(新設)	(新設)

附則6 (略)

附則

R 2. 10. 30改正

(適用時期)

1. 本改正規定は、令和3年4月1日より施行する。